

## 令和8年5月納付分より

「子ども・子育て支援金」の納付が始まります。

「子ども・子育て支援金」とは、社会連帯の理念を基盤に、子ども・子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

「子ども・子育て支援金」は、健康保険料・介護保険料と合わせて納めていただき、介護保険と同様に国に納付いたします。

なお、「子ども・子育て支援金」は健康保険料とは完全に区別されており、少子化対策以外には一切使用されないこととされております。

令和8年4月 納付分まで	健康保険料 9.6%	+	介護保険料 1.8%		
令和8年5月 納付分から	健康保険料 9.6%	+	介護保険料 1.8%	+	子ども・子育て支援金 0.23%

[〈こども家庭庁リーフレット〉](#)

※ 社員の皆様への周知にご利用ください。